

(6) 特別職の報酬等の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額等	
給料	町 長	682,200 円	(758,000 円)
	副町長	567,200 円	(597,000 円)
報酬	議 長	294,000 円	(303,000 円)
	副議長	242,500 円	(250,000 円)
	議 員	220,200 円	(227,000 円)
期末手当	町 長	(平成 19 年度支給割合) 3.35 月分	
	副町長		
	議 長	(平成 19 年度支給割合) 3.35 月分	
	副議長		
	議 員		

(注) 1 給料および報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区 分	状 況
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
休憩・休息時間	休憩時間 45 分 休息時間 30 分
勤務を要しない日	土曜日、日曜日、国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日
年次休暇	1 年間に 20 日。20 日を限度に翌年に繰越
その他の休暇	病気休暇、特別休暇、育児休暇等

4 職員の分限および懲戒の状況（平成 19 年度）

処分年月日	処分の種類	処分事由
平成 20 年 2 月 17 日	分限休職	心身の故障による長期休養

5 職員の服務の状況

地方公務員法第 30 条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

この根本基準を実行するために、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限など、職務上の強い制限を課しています。

服務規律の遵守については、職員研修や通知などにより、周知徹底を図り、綱紀の肅正および服務規律の徹底に努めています。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況（平成 19 年度）

(1) 研修の状況

研修機関において職務上の階層ごとに行う、新規採用職員研修、新任課長級研修等のほか、外部講師を招いて「窓口サービス向上と苦情対応」、「人事評価者研修」や「中堅職員研修」等を実施し、職員の能力開発、資質向上に努めています。

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第 40 条の規定により、毎年 1 回全職員を対象に勤務評定を実施しています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

区 分		受診者数
定期健康診断		212 人
結核定期健康診断		191 人
人間ドック	1 日ドック	50 人
	2 日ドック	21 人
	脳ドック	3 人
	節目ドック	3 人